

計測自動制御学会 関西支部 支部長賞規程

平成 17 年 4 月 1 日(制定)
平成 20 年 1 月 25 日(改正)
平成 22 年 1 月 28 日(改正)
平成 24 年 1 月 25 日(改正)
平成 26 年 1 月 27 日(改正)
平成 31 年 2 月 1 日(改正)
令和元年 10 月 22 日(改正)

1.計測自動制御学会関西支部支部長賞の設置

計測自動制御学会関西支部(以下、本支部という)では、計測自動制御関連分野において関西地区で活躍する研究者・技術者を奨励することを目的として、本支部支部長賞(以下、支部長賞)を設ける。

支部長賞の表彰を本支部の事業として運営し、支部長賞選考委員会を設置し、選考および表彰を行う。支部長賞は計測自動制御学会本部での表彰とは独立しているものであり、本部での表彰との重複を妨げないものとする。

支部長賞は計測自動制御関連分野の学術・技術・運営に関する業績を対象とする賞であり、その内容により、次の3賞を置く。

(奨励賞)計測自動制御に関連した独創性と発展性に富む研究・開発に取り組む若い研究者個人もしくは若い技術者個人に授与する。

(技術賞)計測自動制御に関連した技術の発展や普及に寄与した研究者個人、技術者個人、もしくは研究・開発グループに授与する。

(特別賞)計測や自動制御の関連分野および学会活動等への大きな貢献をした個人もしくはグループに授与する。

2.受賞資格

奨励賞の受賞者は原則として以下の(1)から(4)の条件を四つとも満たす者とする。

- (1)本学会が発行する出版物、本学会が主催もしくは共催する講演会等において、公募開始までの2年以内に対象となる研究成果もしくは開発成果を発表した。
- (2)公募開始の年の4月1日時点で満35歳以下である。
- (3)次の条件の少なくともどちらかを満たす。
 - ・受賞時において、本学会関西支部に所属する正会員もしくは学生会員であること。
 - ・本学会への登録住所が本学会関西支部所管内である賛助会員に所属していること。
- (4)奨励賞を過去に受賞していないこと。

技術賞の受賞者は原則として以下の(1)から(3)の条件を三つとも満たす者とする。

- (1)本学会が発行する出版物、本学会が主催もしくは共催する講演会等において、公募開始までの2年以内に対象となる研究成果もしくは開発成果を発表した。
- (2)以下の二つの条件の少なくとも一つを満たす個人か、満たす者が半数以上のグループである。
 - ・受賞時において、本学会関西支部に所属する正会員もしくは学生会員であること。

- ・本学会への登録住所が本学会関西支部所管内である賛助会員に所属していること。
- (3)過去3回の支部長賞を応募内容と近い業績により受賞した者を含まない。

特別賞の受賞者は原則として以下の(1)と(2)の条件を二つとも満たす者とする。

- (1)以下の二つの条件の少なくとも一つを満たす個人か、満たす者が半数以上のグループである。
- ・受賞時において、本学会関西支部に所属する正会員もしくは学生会員であること。
 - ・本学会への登録住所が本学会関西支部所管内である賛助会員に所属していること。
- (2)過去3回の支部長賞を応募内容と近い業績により受賞した者を含まない。

3.支部長賞の推薦方法及び時期

奨励賞、技術賞、特別賞とも公募によるものとし、自薦他薦は問わない。応募方法の詳細は本支部ホームページなどで公示する。原則として11月末を応募の締切とする。

4.選考方法

本支部の支部長が指名した者を支部長賞選考委員会委員長とする。

選考委員長の指名により、候補者に近くない者を中心とした10名程度の選考委員会を構成する。選考委員会が支部長賞候補者の中から受賞者を決定し、受賞理由を付して本支部運営委員会に報告する。

受賞候補を辞退して選考委員会に加わることは妨げない。

原則として、同一年度において同一の個人(グループに含まれる場合も含む)が複数の支部長賞を受賞することはできない。

各賞の合計は年度あたり4件以内とする。

5.表彰方法

- ・表彰は、本支部支部長名により行い、受賞者に賞状と副賞を贈呈する。
- ・表彰は、選考終了後初めて行われる本支部の支部会議において執り行うことを原則とする。

6.規程の改廃

本規程の改廃は、本支部運営委員会の議決により行う。

附則

本規程は2019年10月22日より施行する。